

鹿島アントラーズ・エフ・シーと龍ヶ崎市とのフレンドリータウンに関する協定書

鹿島アントラーズ・エフ・シー(以下「甲」という。)と龍ヶ崎市(以下「乙」という。)は、フレンドリータウン及びフレンドリータウンデイズに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの資源を有効活用し、相互に連携・協力することにより、スポーツを通じた地域振興をはじめ、青少年の健全な育成や市民の健康増進、観光振興等を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フレンドリータウン 甲が友好を目的として指定した自治体をいう。
- (2) フレンドリータウンデイズ 甲が主催するイベントをいう。

(連携協力事項)

第3条 甲および乙は、第1条の目的を達成するために、次の事項について相互に連携し協力する。

- (1) 教育・文化及びスポーツ振興に関すること。
 - (2) 青少年の健全育成、健康増進に関すること。
 - (3) 観光振興に関すること。
 - (4) 市民交流に関すること。
 - (5) 地域資源の活用および振興に関すること。
 - (6) まちづくりの推進に関すること。
 - (7) 集客に関すること。
 - (8) その他本協定の目的に関すること。
 - (9) 前各号に掲げる事業の広報に関すること。
- 2 連携事項を円滑に推進するために、担当部署を甲は「行政連携グループ」、乙は「スポーツ推進課」におき、定期的に連携事項に関して協議を行うものとする。
(フレンドリータウンデイズの業務内容)

第4条 甲は、乙をフレンドリータウンとして指定する。

2 フレンドリータウンデイズの内容において、甲は次の各号に掲げる業務について、乙と協力して行うものとする。

- (1) イベント開催場所の提供
 - (2) イベント開催時の備品等の貸し出し
 - (3) イベント運営への協力
 - (4) 乙住民の招待、優待
 - (5) 甲制作のHP、月刊誌「FREAKS」での告知協力
- 3 フレンドリータウンデイズの内容において、乙は、次の各号に掲げる業務について、甲と協力して行うものとする。

- (1) イベント実施に必要な人員の配置
- (2) 催し物、出店企業等の手配
- (3) 自治体内での試合開催の告知・集客の協力(甲と事前に協議した集客目標を達成すべく甲乙で協働する。)

4 甲又は乙は、必要があるときは業務の内容、実施方法等の変更及び追加等を行うことができるものとする。この場合において、甲乙協議の上、業務の内容、実施方法などを改めて決定するものとする。
(物品等の貸与、保管及び返却)

第5条 甲は業務の遂行上必要な物品等を乙に貸与し、また業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

2 乙は、甲から貸与された物品等を善良な管理の注意をもって保管、管理及び返却し、本協定に基づく業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。

(事故処理)

第6条 本協定に基づく業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、本協定期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本協定を解約することができるものとする。

2 前項に基づく解約については、甲及び乙は相手方に対しその事業に損害が生じないように配慮するものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれかから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年5月19日

甲 茨城県鹿嶋市栗生東山 2887 番地
株式会社 鹿島アントラーズ・エフ・シー
代表取締役社長 小泉 文明

乙 龍ヶ崎市 3710 番地
龍ヶ崎市長 萩原 勇